

さんじょう 障がい者プラン2007

共に創り 共に支え合う ノーマライゼーションのまち

概 要 版



三 条 市

計画の目的

本計画は、支援費制度の導入や障害者自立支援法の施行といった障がい者を巡る社会福祉制度の変革を背景に、障がい者本人やその家族のニーズを踏まえながら、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災などといった幅広い分野に渡る障がい者施策を総合的に定めるものです。

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが住みなれた家や地域で共に生活し、共に支え合うことができるまちづくりを進めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進することを目指すものです。

計画の性格

本計画は、障害者基本法第9条第3項に定められた、市町村が行うべき障がい者福祉施策に関する基本的な計画です。また、障がい福祉サービスを計画的に提供することを目的として、障害者自立支援法第88条により策定が義務づけられている「市町村障がい福祉計画」の内容を含みます。

計画期間

平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とします。ただし、社会情勢や障がい者のニーズの変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、「障がい福祉計画」は、平成18年度から平成20年度までを計画期間とし、3年後に見直します。

障がい者の状況

	平成12年4月1日	平成18年4月1日
身体障害者手帳所持者	3,475人	▶ 3,768人 (1.08倍)
療育手帳所持者	553人	▶ 588人 (1.06倍)
精神障害者保健福祉手帳所持者	111人	▶ 228人 (2.05倍)



計画の基本理念

共に創り 共に支え合う ノーマライゼーションのまち

- すべての人々が障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で、一人の人間として人権が尊重され、健やかに安心して暮らしていくような地域社会の実現を目指します。
(= *「ノーマライゼーションのまち」づくり)
- 福祉、保健をはじめ、医療・教育・雇用・生活環境・防災などあらゆる分野における施策の推進に当たって、市民と行政とのパートナーシップに基づく「創意」ある取組を重視します。
(=共に創る)
- やさしさと助け合いの精神のもと、障がい者を地域全体で支える体制の確立を図ります。
(=共に支え合う)
- 障がい者が主体性を発揮して多様な福祉サービスを活用し、一人ひとりが持つ能力に応じて自立した生活を営めるよう支援します。また、さまざまなバリアフリーを実現して、障がい者が生き生きと積極的に社会参加できる体制を整備します。

*ノーマライゼーション……障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいを持つ者と持たない者が共に生きる社会こそあたりまえ（ノーマル）の社会であるとの考え方。

基本理念を実現するための3つの柱

① 共に支え合う心をはぐくむまち創り

*心のユニバーサルデザイン

啓発・広報活動、福祉教育、権利擁護

*心のユニバーサルデザイン……障がい者や高齢者、子ども、外国人などすべての人が利用しやすいよう配慮する心と、それに基づく行動。

創意を生かした地域福祉活動の促進

ボランティア活動、障がい者支援団体、
マンパワー

- 障がいへの理解を深めるため、市民に対する効果的な啓発・広報活動や、小・中学校などの福祉教育を積極的に推進します。
- 障がい者個々の権利を擁護する仕組みを一層充実させていきます。
- 障がい者がいきいきと暮らすことができる地域社会を築くため、住民やボランティア、NPO、専門家などが協力しあい、それぞれ創意工夫を凝らして、地域のさまざまな課題に取り組んでいくまちづくりを進めます。
- だれもが気軽に活動に参加できる環境を整備するため、ボランティア団体や障がい者支援団体など、活動の受皿となる組織の育成や支援を推進します。

② 健やかに安心して暮らせるまち創り

生活支援の充実

自立支援サービス、施設サービス、
相談支援、生活安定支援

- できる限り地域の中で自立して生活したいという障がい者のニーズに応えるため、在宅生活を支援するサービスを量・質ともに充実させるとともに、地域での生活が困難な方々が安心して生活できる場としての施設の確保に努めます。
- 障がい者とその家族の多様なニーズに応えられるよう、相談支援や生活安定支援体制の強化を図ります。
- 障がい者が、地域社会の中で健やかに安心して生活を送れるよう、保健サービス、医療サービス、リハビリテーションなど、障がい者の心と体の健康を支えるサービス提供体制づくりや、障がいの予防・早期発見に向けた体制づくりに努めます。
- 市民の心の健康づくりを充実させ、難病や発達障がいなど新たなニーズを視野に入れた取組を進めます。

保健医療体制の充実

障がいの予防・早期発見、適切な医療、
リハビリテーション、精神保健対策、
新たなニーズ

③ 生きがいのある生活を支えるまち創り

療育・教育の充実

療育、学校教育

- 乳幼児期から中学校卒業まで一貫して計画的な療育や教育を行うことができるような相談支援体制を構築するとともに、専門機関との連携を積極的に進めます。
- 保育所・幼稚園において障がいや発達の遅れのあるお子さんの受け入れ体制を整備します。小・中学校においては、一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズに応じて適切な教育を行う「特別支援教育」の充実に努めます。
- 障がい者を巡る雇用環境を踏まえながら、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、企業などへの就労に向け雇用情報を積極的に提供します。また、職に就いた人が安心して仕事を継続できるよう各種支援に努めます。
- 一般企業での就労に困難がある方々が職業訓練や社会参加の場を得ることができるよう、福祉的就労の場の確保や整備を進めます。

働く場の確保

雇用・就業、福祉的就労

- 障がい者が日々の生活の中に喜びや生きがいを見い出し、仲間や地域の人々と交流できるよう、地域活動や社会活動、あるいはスポーツや趣味・文化活動に生涯を通じて参加できる体制づくりに努めます。
- 障がい者が常に安心して過ごせる日常生活環境や活動空間を確保するため、障がいへの配慮がなされた住まい環境の整備や公共的施設のユニバーサルデザイン化、歩行空間の整備、移動・交通対策を推進します。
- 障がい者を災害や犯罪被害から守るための防災対策、防犯対策の充実に努めます。

社会参加の促進

地域活動・社会活動、スポーツ、趣味・文化活動

安心とやさしさのまちづくり推進

住まいづくり・まちづくり、
移動・交通対策、防災対策、防犯対策

- パソコンや携帯電話が世の中に普及している中、情報収集について格差が生じないよう、障がい者への支援の充実に努めます。
- 障がい者が必要な情報を確実に入手できるよう、コミュニケーションに対する支援体制の整備に努めます。

情報・コミュニケーションの充実

情報バリアフリー、コミュニケーション

三条市が掲げる平成23年度の目標値

平成23年度末の施設入所者数	▶ 95人	※現状 (H17.10) 94人
現在の施設入所者の中、 平成23年度末までに地域生活に移行する人	▶ 10人	※上記の 10.6パーセント減を目標
平成23年度末までの精神障がい者の退院数	▶ 11人	※現状で36人が退院可能 (H18県推計値)
平成23年度に福祉施設を退所し、 一般企業などに就労する人数(年間)	▶ 8人	※現状 (H17年度) 年間4人

計画の策定体制

本計画の策定に先立ち、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とするアンケート調査を実施し、生活の状況や保健福祉に関する意向等を把握しました。また、関係行政機関・障がい福祉関係団体・公募市民、学識経験者などから構成された「三条市障害者計画策定協議会」においてさまざまな分野からの意見をいただいており、これらの意向や意見を計画内容に反映させています。



おことわり

平成19年1月1日より、本市では、従来の「障害」という表記をあらため、「障がい」を用いることとしています。(法律名、団体名などの固有名詞をのぞく)

さんじょう障がい者プラン2007 [概要版]

問い合わせ先

新潟県三条市 福祉保健部社会福祉課 障がい者福祉係

TEL.0256-34-5511

FAX.0256-35-2150

E-mail fukusi@city.sanjo.niigata.jp